

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第18回 2019年6月

広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）の個人所得稅優遇政策の実施徹底—補助金の算定方法と人材認定枠組みの明確化

本アラートの分析対象法規：

- 広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局は共同して「粵港澳大湾区の個人所得稅優遇政策の実施徹底に関する通知」（粵財税〔2019〕2号）を公布した。

財政部、国家税務総局は共同して、2019年3月14日付けで「粵港澳大湾区における個人所得稅優遇政策に関する通知」（財税〔2019〕31号、以下、「31号文」）を公布した。31号文は、大湾区への外国（香港・マカオ・台湾を含む）ハイエンド人材及び不足人材の誘致を図るため、個人所得稅負担額の差額に基づく補助金支給に係る優遇政策である。31号文の個人所得稅優遇政策の実施徹底に向けて、広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局は共同して、2019年6月22日付けで「粵港澳大湾区の個人所得稅優遇政策の実施徹底に関する通知」（粵財税〔2019〕2号、以下、「通知」）を公布し、個人所得稅負担額の差額に基づく補助金の支給基準、個人所得の対象範囲及び人材認定枠組みの対象範囲、原則、意見などを明確化した。

注目ポイント

同通知は2019年1月1日まで遡及適用され、現行の試行期間は1年間である。試行期間終了後は適用状況の評価結果に応じて改定される。

補助金の支給基準及び算定方法

- 広東省広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市（以下「珠江デルタ9都市」）の人民政府は、大湾区で就労する外国ハイエンド人材及び不足人材が、珠江デルタ9都市に納付した個人所得稅額が課稅所得額の15%を超過した部分に対して、財政補助金を支給する。当該補助金の計算式は下記のとおりである。

$$\text{補助金額} = \text{珠江デルタ9都市に納付した個人所得稅額} - \text{課稅所得額} \times 15\%$$

- 当該補助金は、個人所得税の課税が免除される。
- 補助金額は、個人所得の項目ごとに算定され（総合所得の場合は総合計算する）、年1回一括して支給される。

補助金の支給適用対象となる所得の範囲

補助金の支給適用対象となる所得は下記のとおりである。

- 賃金、給与所得
- 役務報酬
- 原稿報酬
- ロイヤリティ所得
- 経営所得
- 人材プロジェクトの入選による助成金所得

人材流動化に係る補助金の関連性

人材が2か所以上の地域から補助金の支給適用対象となる所得を獲得している場合、補助金は属地主義で合理的に配分される。

人材認定条件

下記の基本条件をすべて満たし、且つその他条件のいずれかに該当する外国ハイエンド人材及び不足人材は、大湾区の個人所得税補助金を申請できる。

基本条件（すべてに該当）

- 香港・マカオの永住者、香港の入境計画（優秀人材、専門家、企業家）の認定を取得した香港居住者、台湾地域の居住者、外国籍個人、或いは海外での長期在留資格を有する中国人留学生及び華僑
- 珠江デルタ9都市で就労し、且つ法規定に従い納税する人材。
- 法規定、研究倫理、科学研究の信義誠実の原則を遵守する人材。

その他条件（いずれかに該当）

- 国、省、都市レベルの重要人材プロジェクトの入選者、広東省「人材優粵カード」を取得した人材、外国人就労許可証（A類）或いは外国ハイエンド人材の招聘確認状を有する人材、並びに国、省、都市認定のその他外国高級人材
- 国、省、都市レベルの重要革新プラットフォームの科学研究チームメンバー、高等教育機関、科学研究機関、病院などの関連機関の科学研究チームメンバー
- 広東省の重要発展産業、重要分野で就労・起業する技術・技能基幹人材及び優秀な管理人材
- 珠江デルタ9都市が認定するその他特殊技能を有する不足人材

申請・認定の原則

外国ハイエンド人材及び不足人材の認定は、自己申請した後、科学的かつ客観的な原則に基づき行われる。具体的な認定基準及び実施方法は、各都市が現地の実状に応じて制定する。

人才認定及び補助金申請受付機関

ハイエンド人材認定機関	各都市の科学技術（外国専門家）機関
不足人材認定機関	人的資源社会保障機関
補助金申請受付、審査、支給機関	<ul style="list-style-type: none">● 補助金の申請受付、審査、支給機関は財政機関である。● 審査業務は財政機関をはじめ、科学技術（外国専門家）機関、人的資源社会保障機関及び税務機関が共同して行う。
申請方法	<p>現地の財政機関に申請を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none">● 申請者本人が申請を提出する。或いは、● 雇用者が代理申請する。（雇用者の代理申請を推奨する）

各都市の詳細な人材認定基準及び補助金支給方法

珠江デルタ9都市は、現地の実状に基づき制定した人材認定基準及び補助金支給方法を踏まえて、7月末までに省レベルの財政庁、科学技術庁（外国専門家局）、人的資源社会保障庁に届出を行った後に実施に移さなければならない。

上述の省レベルの機関及び税務局は、各都市での人材認定及び補助金支給の業務フローが一貫性を保てるように指導する。

違法・反則、補助金の虚偽申請（不正受給）に対する措置

申請者に違法・反則、補助金の虚偽申請などの不正行為がある場合、調査を経て不正の事実を確認した後、優遇政策の適用を撤回し、支給済みの財政補助金を回収する。犯罪行為に関連する場合、司法機関に移管し、刑事責任を追究する。

その他の関連政策

「『広東省財政庁による珠海市横琴新区で就労する香港・マカオ居住者の個人所得税負担額の差額に基づく補助金支給に係る暫定管理弁法』の印刷・配布に関する通知」（粵財法〔2012〕93号）は、2019年1月1日付に遡って廃止となる。

KPMGの所見

人材認定の枠組みは確定されたものの、実施方法は更なる明確化が必要

この度公布された「通知」は、31号文に制定された粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策の実施徹底に向けて広東省政府が策定した詳細文書である。同通知に挙げられた人材認定の基本条件及び申請・認定の基本原則は、珠江デルタ9都市で就労・起業する外国ハイエンド人材及び不足人材に優遇政策が適用されることを示した。

しかし、外国人材を雇用する企業或いは外国人材が設立した企業が広東省の重要発展産業や重要分野に該当するか、或いはその人材が珠江デルタ9都市が認定するその他特殊技能を有する不足人材に該当するか、また具体的な申請手続、必要な資料や申請期限などの実施に向けた具体的な課題は、各都市が7月末までに制定される関連政策でさらに明確化する必要がある。

簡単な補助金算定方法、大幅な税負担軽減

「通知」は補助金の算定基準を15%に統一した。簡単な算定方法は申請コスト及び関連部署の審査難度を効果的に軽減した。

下表では、年収がそれぞれ72万人民元、96万人民元及び120万人民元の場合、大湾区における個人所得税補助金優遇政策の適用前後の実効税率を比較した。また、同一年収水準の香港地域における実効税率に対しても比較した。

年収 (人民元)	補助金適用前の 中国大陸の個人 所得税 (実効税率)	補助金適用後の 中国大陸の個人 所得税 (実効税率)	香港の給与所得 税 (実効税率)
720,000	20.15%	13.75%	12.03%
960,000	23.86%	14.06%	13.27%
1,200,000	27.59%	14.25%	14.02%

注記：

- 1、中国における賃金所得の実効税率の算定では、所得税法上の居住者を基準とし、6万人民元の基礎控除額以外のその他の控除可能な項目を考慮していない。
- 2、香港の個人所得税率は2019/20年の独身納税者の税率表を基準とし、個人の基本的な免税額のみを考慮し、関連する控除額、免税額及び減税額を考慮していない。
- 3、個人が自ら個人所得税を負担する場合、算定時に採用する為替レートは1人民元=1.1308香港ドルを用いている。

上述の比較を通じて、大湾区における個人所得税補助金優遇政策を適用した後、中国大陸で就労する場合の個人所得税負担は明らかに軽減され、香港地域で就労する場合の個人所得税負担とほぼ同水準に達した。このため、大湾区における個人所得税補助金優遇政策は、関連条件に該当する外国人材の大湾区での就労所得に対する個人所得税負担の効果的な軽減に繋がる。また、企業が被雇用者の個人所得税を負担する場合、補助金優遇政策の適用は企業の実際の人件費削減にも効果的である。

大湾区における企業及び人材の再構築

大湾区での個人所得税優遇政策の公布を受けて、既に多くの企業は企業全体の業務開拓、発展に向けて大湾区における産業及び人材の再構築に着手している。

* * *

総じて、企業が下記内容を勘案することを推奨する。

- 大湾区の関連政策の動向に注目する。
- 関連政府部門と適時に意思疎通を行い、政策の内容及びその潜在的な影響を十分に理解する。
- 企業の発展戦略を踏まえて、大湾区における全体的な運営計画、構成を早急に決定し、関連取決めを実施する。詳細は下記のとおりである。
 - 企業に適用される大湾区での関連優遇政策を把握・分析し、適切な拠点を選定する。
 - 従来の業務構成やビジネスモデルを整理し、サプライチェーンを最適化する。
 - 人員配置を整理し、全体的な報酬体制を制定して、大湾区における人材優遇政策を十分に享受する。
 - 国内業務の開拓及び対外投資のチャンスを探り、関連取決めの税務最適化及び実行可能性を確保する。

KPMGは、今後も引き続き粵港澳大湾区に関連する政策を注視しながら、適時関連政策の解説を提供します。粵港澳大湾区の最新動向について、企業並び個人の方々は何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

Li Lisa 李輝

Director ディレクター

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 柰田 正和

Director ディレクター

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198